

岐阜県公報

目次

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果
行政監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員) 一
(同) 二

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十四年九月二十五日に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県監査委員	小川恒雄
岐阜県監査委員	森正弘
岐阜県監査委員	鷗飼誠
岐阜県監査委員	井直子
岐阜県監査委員	藤良寛

第1 監査実施団体数

区分	監査実施 団体数	団体監査結果件数		所管機関監査結果件数		本課検討 事項
		指摘事項	指導事項	所管機関 指摘事項	所管機関 指導事項	
出資・出捐 団体 UJYKA 補助金等 交付 指定管理者	1	1	0	1	0	0
合 計	1	1	0	1	0	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
- ・ 所管機関指摘事項 指摘の対象が、所管機関である事項
- ・ 所管機関指導事項 指導の対象が、所管機関である事項
- ・ 本課検討事項 団体を所管する本課に対して、検討を求める事項
- 「J」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果
監査の結果、1団体において、1件の指導事項が認められた。

(1) 出資・出捐団体 (1団体)

実施団体名	実施年月日
岐阜県道路公社	平成24年9月25日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

団体名	区分	内容
岐阜県道路公社	指導事項	平成23年度の財務諸表において、次の不適正な事項が認められた。 1 貸借対照表の固定負債の「その他の固定負債」(66,730,000円)は、24年度に実施する料金所等撤去工事のために、23年度の損益において前例に基づいて特別損失の「その他特別損失」として計上した引当金に相当するものである。 従って、「計算書類の注記」において、引当金の計上基準を記載する必要があるが、その記載がされていなかった。 2 損益計算書の経常費用の引当金繰入の「償還準備金繰入」(1,610,320,925円)は、「地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

の「道路資産の減価償却方法について」に基づいて道路資産から生ずる23年度の収支差益を計算して算出されたものである。
ただし、岐阜県道路公社会計規程取扱細則第75条(償還準備金)により繰入額を算出すると785,950,845円となり合致しないが、これは公社の解散に伴う特別な利益及び損失が細則においては勘案されておらず、このような事態に対応できていないと認められた。

岐阜県細知郡細知町長 坂本 十九郎
地方自治法(昭和二十二年法律第六十号) 第二百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、回項後段の規定により通知以後の事項を次のとおり公表する。
平成二十四年十月二十六日

- 岐阜県細知郡細知町 小 川 三 郎 豊 彦
- 岐阜県細知郡細知町 櫻 井 隆 彦
- 岐阜県細知郡細知町 山 井 隆 彦
- 岐阜県細知郡細知町 藤 井 直 彦

行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成23年度行政監査(テーマ監査)
(単位:件数)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
法令等に基づき果が実施している団体等に対する検査・監査等の実施状況について	21	8	9	4

県が加入している保険契約について	3	1	2	0
------------------	---	---	---	---

2 平成23年度行政監査（事務事業監査）
（単位：件数）

事務事業名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C		未措置 A B C		
岐阜県入札監視委員会の運営	1	0	1				0
電話設備保守点検業務	12	2	2				8
地域子育て創生事業	2	0	0				2

行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成23年度行政監査（テーマ監査）（平成24年2月29日監査委員告示第5号）
法令等に基づき県が実施している団体等に対する検査・監査等の実施状況について
21件の監査結果に対し、9件について措置を講じたとの通知を受けた。

実施機関名	監査結果	講じた措置
消防課	特定供給設備に対する立入検査は、事務処理要領では3年に1回以上実施することとなっているが、平成19年度までに設置された設備に対する過去3年間（平成20年度から22年度）の実施状況をみたところ、実施率が28.6%となっていた。また、充てん設備に対する立入検査は、事務処理要領では1	平成24年4月3日、関係振興局に対し、未実施施設への立入検査を早期に実施し、立入検査結果を報告するとともに、当該年度の液化石油ガス法関係施設への立入検査計画を消防課へ提出し、実施状況について半年に一度報告するよう指示した。

年に1回以上（指定保安検査機関で保安検査を受検している設備は3年に1回以上）実施することとなっているが、平成19年度までに許可を受けた設備に対する過去3年間の実施状況をみたところ、実施率が62.5%となっていたので、計画的に実施されたい。

高圧ガス販売業者に対する立入検査は、事務処理要領では3年に1回以上実施することとなっているが、平成19年度までに届出のあった販売業者に対する過去3年間の実施状況をみたところ、実施率が50%となっていたので、計画的に実施されたい。

県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。

一般廃棄物処理施設に対する立入検査は、事務処理要領では年2回以上実施することとなっているが、平成22年度の実施状況をみたところ、4振興局（事務所）において実施率が60%に満たない状況となっていたので、計画的に実施されたい。

特定保管物保管場所に対する立入検査は、指導要領では年1回以上実施することとなっているが、平成22年度の実施状況をみたところ、実施率が17.6%となっており、一部の振興局（事

平成24年4月3日、関係振興局に対し、未実施施設へ平成24年度に優先的に立入検査を実施し、立入検査結果を報告するとともに、当該年度の高圧ガス法関係施設への立入検査計画を消防課へ提出し、実施状況について半年に一度報告するよう指示した。

平成24年5月31日、消防課HPに平成23年度立入検査結果を掲載した。

平成24年4月18日の環境行政会議（振興局環境課長、廃棄物対策係長出席）及び4月24日の振興局環境課廃棄物対策担当者会議（廃棄物対策係長出席）において、計画的に立入検査を実施するように周知徹底を図った。
なお、立入検査の実施状況を踏まえながら、効率的な立入検査の方法を検討していく。

平成24年4月18日の環境行政会議（振興局環境課長、廃棄物対策係長出席）及び4月24日の振興局環境課廃棄物対策担当者会議（廃棄物対策係長出席）において、計画的に立入検査を実施するように

<p>務所) 管内では全く実施されていなかったため、計画的に実施されたい。</p>	<p>周知徹底を図った。 7月末現在、すべての保管場所に対する立入検査が実施済みであることを確認している。</p>	<p>浄化槽保守点検業者に対する立入検査は、実施要領では年1回以上を目的に実施することとなっているが、実際には5年ごとの更新申請や事務所移転を伴う変更申請があった場合及び周辺からの苦情等があった場合に限って実施していたため、実施率が29.1%となっていたので、計画的に実施されたい。</p>	<p>実施要領を改定し、立入検査は業務が適正に実施されていないおそれがある場合、必要に応じて随時実施することとした。 新規申請、更新申請及び事務所移転を伴う変更申請がある場合は、実地調査として同様の調査を実施しており、保守点検業に対する苦情等対応は県下で年数例程度という状況から、検査を受ける事業者にも負担がかかる立入検査を年1回以上を目的に実施する必要はないと判断した。</p>
<p>障害福祉課 指定自立支援医療機関に対する指導監督については、全国的にも実施している都道府県は少ないとのことであるが、自立支援給付対象サービスマスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るうえで、計画的に実施することが望ましいことから、障害福祉課においては、関係機関と連携のうえ、今後の実施体制、実施手法等について検討されたい。</p>	<p>今後の実施体制及び実施手法について、関係機関と検討を行ったうえで、「指定障害サービスマス業者等指導指針」及び「指定障害福祉サービスマス業者等監督指針」の一部改正等を行い、指定自立支援医療機関に関する指導監督の実施を明確に規定した。 また、平成24年5月21日に関係機関をメンバーとする「平成24年度指定障害福祉サービスマス業者等に対する実地指導・監査連絡調整会議」を開催し、上記内容の周知を図るとともに、平成24年度の指導監督における取組方針等の確認を行った。</p>	<p>県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。</p>	<p>平成23年度の実地指導・監査の実施状況について、平成24年9月3日に県(障害福祉課)ホームページで公表した。</p>
<p>農産物流通課 県民への情報提供及び団体等への注意喚起の観点から、検査等の実施状況及び結果について、積極的に公表されたい。</p>	<p>平成24年6月12日に開催された岐阜県卸売市場連合会第41回定期総会において研修会として講義を実施した。卸売業者の代表者等に対して検査の実施状況及び主な指摘事項を公表し、適正な市場の運営に向けた注意喚起を図った。 県民への情報提供を行うため、当該HPにおいて検査の実施状況のページを作成し、平成24年7月10日から公開した。</p>		
<p>県が加入している保険契約について 3件の監査結果に対し、2件について措置を講じたとの通知を受けた。</p>	<p>講じた措置</p>		
<p>医療整備課 「DMAT隊員用傷害保険」と地方公務員災害補償法に基づく公務員災害補償制度による補償が、重複することがないように補償対象を整理するように検討されたい。</p>	<p>岐阜DMAT隊員損害保険は、出勤から帰着までの活動に係る身体的傷害と携行品の損害補償を対象としており公務員災害の補償対象とは異なる。よって、事案が発生した場合には公務員災害担当課と案件ごとに協議し補償が重複することがないように対応する。</p>		
<p>2 平成23年度行政監査(事務事業監査)(平成24年2月29日監査委員告示第6号) 岐阜県入札監視委員会の運営 1件の監査結果に対し、措置を講じたとの通知を受けた。</p>	<p>県(医療整備課)とDMAT指定医療機関との間で締結する協定書に保険料の費用負担について明確に定めることを検討されたい。</p> <p>県が保険料の費用負担をしていく旨を平成24年7月23日付け医整第665号によりDMAT指定病院に通知した。</p>		

実施機関名	監査結果	講じた措置
技術検査課	<p>建設工事の入札制度については、予定価格の事前公表、指名業者名の事前公表の廃止、一般競争入札の対象拡大及び電子入札の全面導入など、公平性・競争性・透明性の確保に向けて適宜改正されてきているが、より一層の競争性を確保するため、入札方式別発注工事一覧表に指名業者数と入札辞退者数の情報を追加するなど審議の対象事案の抽出手段とし、さらなる入札制度の改善が図られるよう、委員会の運営の見直しについて検討されたい。</p>	<p>岐阜県入札監視委員会運営要領を平成24年4月1日付で改正し、入札方式別発注工事一覧表に指名業者数と入札者数の欄を追加し、入札辞退の状況が明らかとなるように修正した。</p> <p>なお、本様式により平成24年6月20日に開催した、平成24年度第1回岐阜県入札監視委員会で、審議対象事案を抽出する際に、改正した様式を使用し委員会運営の改善を図った。</p>

電話設備保守点検業務
12件の監査結果に対し、2件について措置を講じたとの通知を受けた。

実施機関名	監査結果	講じた措置
西濃振興局 揖斐事務所	<p>他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。</p>	<p>他の発注機関（県庁及び総合庁舎）の契約情報は常に把握し、共有に努めている。指名業者の選定については、平成24年度は、3者の新規業者を選定するとともに過去3年間の入札辞退者（平成23年度は過去2年間）を除外し、競争性を確保した。</p>
飛騨振興局	<p>複数の総合庁舎を管理する2振興局（事務所）においては、業者選定理由が同じであるため同じ業者を指名しているにもかかわらず庁舎ごとに個別に入札及び契約事務を行っていることから、振興局（事務所）単位で</p>	<p>飛騨総合庁舎と下呂総合庁舎の電話設備保守点検業務については、平成24年度は飛騨振興局単位で一括して入札及び契約を行い、契約事務の効率化を行った。</p>

一括して入札及び契約を行うなど、業務の効率化及びコスト削減について検討されたい。

平成二十四年十月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社